新設分割にかかる事前開示書面

（会社法第 803 条および会社法施行規則第 205 条に基づく開示事項）

2025 年 1 月 29 日

株式会社Ｃ＆Ｇシステムズ

2025年1月29日

新設分割に係る事前開示書面

（会社法第803条および会社法施行規則第205条に基づく開示事項）

東京都品川区東品川２丁目２番２４号
株式会社Ｃ＆Ｇシステムズ
代表取締役社長　塩田聖一

株式会社Ｃ＆Ｇシステムズ（以下「当社」といいます。）は、2025年1月17日付新設分割計画書に基づき、2025年4月1日を効力発生日として、当社の営むCAD/CAMシステム等事業（CAD/CAMシステムの開発・製造・販売およびこれらに付帯する保守サービス）に関する資産、負債、契約上の地位、その他の権利義務を、新たに設立する株式会社Ｃ＆Ｇシステムズ（以下「新設会社」といいます。）に承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行うことにいたしました。

当社が、本新設分割に関して会社法第803条および会社法施行規則第205条に基づき、開示すべき事項は下記のとおりです。

1. 新設分割計画の内容

2025年1月17日付新設分割計画書の内容は、別紙のとおりです。

2. 本新設分割の対価の定めの相当性に関する事項

(1) 交付する株式数の相当性に関する事項

新設会社は、本新設分割に際して普通株式 2,000株を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。 当社は、当社が新設会社の発行する全ての株式を取得するため、株式数を任意に定めることができると考えられるところ、新設会社が承継する資産等の事情、その他諸般の事情を勘案した結果、上記の株式数が相当であると判断しております。

(2) 資本金及び準備金の額に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、会社計算規則に従い、新設分割計画書第6条に記載のとおりとすることにいたしました。 当社は、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等を考慮した結果、当該資本金及び準備金の額は相当であると判断しております。

3. 新株予約権の内容等についての定めの相当性に関する事項

該当する事項はありません。

4. 当社における最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当する事項はありません。

5. 本新設分割の効力発生日以後における当社及び新設会社の債務の履行の見込みに関する事項

(1) 当社の債務の履行の見込に関する事項

本新設分割後の効力発生後における当社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれて

おります。また、本新設分割の効力発生日以後において、当社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。以上を踏まえ、本新設分割の効力発生日以後における当社の負担する債務の履行の見込みについて、特段の支障がないと判断しております。

(2) 新設会社の債務の履行に関する事項

本新設分割の効力発生後における新設会社の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれております。また、本新設分割後の効力発生日以後において、新設会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。なお、当社は新設会社への債務の承継に関し、免責的債務引受方法によるものとしています。以上を踏まえ、本新設分割によって、新設会社の負担する債務の履行の見込みについて、特段の支障がないと判断しております。

なお、本効力発生日までの間に、上記事項に変動が生じるときは、変更後の当該事項を記載した書面を備え置きいたします。

以上

別紙

新設分割計画書

株式会社C&Gシステムズ（以下「当社」という。）は、新たに設立する事業会社（以下「新設会社」という。）に対し、当社の営むCAD/CAMシステムの開発・製造・販売およびこれらに付帯する保守サービス（以下「本件対象事業」という。）に関する権利義務を承継させる新設分割を行うことにつき、以下のとおり新設分割計画書（以下「本計画」という。）を作成する。

第１条（新設分割）
当社は、本計画の定めに従い、本件対象事業に関して当社が有する第４条に定める資産、債務、契約その他の権利義務を新設会社に承継させる新設分割を行う（以下「本件新設分割」という。）。

第２条（新設会社の定款記載事項）
１．新設会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数ならびにその他新設会社の定款で定める事項は、別紙１「定款」に記載のとおりとする。
２．新設会社の設立時本店所在場所は、東京都品川区東品川二丁目２番24号とする。

第３条（新設会社の設立時取締役および設立時監査役の氏名）
新設会社の設立時取締役および設立時監査役は、以下のとおりとする。
（１）設立時取締役
　　山口修司、塩田聖一、伴野裕之、寺﨑和彦、春日勝人、小島利幸
（２）設立時監査役
　　田尻哲夫

第４条（承継する資産、債務、契約その他の権利義務）
１．当社は、2024年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに第７条に定める効力発生日の前日までの増減を加除した、本件対象事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務（その詳細は別紙２「承継権利義務明細表」に定める）を、効力発生日において新設会社に移転し、新設会社はこれを承継する。
２．当社から新設会社に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第５条（本件新設分割に際して交付する新設会社の株式の数）
新設会社は、本件新設分割に際して普通株式2,000株を発行し、そのすべてを前条に定める権利義務の対価として当社に割り当て交付する。

第６条（新設会社の資本金および準備金に関する事項）
新設会社の設立の際における資本金および準備金の額は以下のとおりとする。但し、第７条で定める分割の効力発生日の前日における当社の資産および負債の状態等により、これを変更することができる。
（１）資本金の額　　金　50,000,000円
（２）資本準備金の額　　金　50,000,000円
（３）利益準備金の額　　金　　0円

第７条（新設会社の成立の日）
新設会社の設立の登記をすべき日（以下「効力発生日」という。）は2025年４月１日とする。但し、当社は、本件新設分割における手続進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、効力発生日を変更することができる。

第８条（株主総会の承認）
当社は、第７条の効力発生日の前日までに当社の株主総会による承認決議が得られることを条件として本件新設分割を行う。

第９条（競業避止義務）
当社は、新設会社が承継する本件対象事業について競業避止義務を負わず、効力発生日以降においても、本件対象事業と競業する事業を行うことができるものとする。

第10条（本計画の変更および中止）
当社は、本計画作成日から効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、当社の財務状態または経営状態に重大な変更が生じた場合その他本件新設分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、本計画を変更し、または本件新設分割を中止することができるものとする。

第11条（本計画に定めのない事項）
本計画に定める事項の他、本件新設分割に関し必要な事項は、本計画の趣旨に従って、当社がこれを決定する。

2025年１月17日
東京都品川区東品川二丁目２番24号
株式会社C&Gシステムズ
代表取締役社長　塩田　聖一

別紙１　株式会社Ｃ＆Ｇシステムズ　定款

定　款

第１章総則

（商号）
第１条 当会社は、株式会社Ｃ＆Ｇシステムズと称し、英文では、C&G SYSTEMS INC.と表示する。

（目的）
第２条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１．図形、画像処理に関連するコンピュータシステムの開発
２．同上システムの製造、販売および賃貸
３．事務用機器の賃貸
４．小型電子計算機および周辺機器の販売
５．ソフトウェアの作成および販売
６．コンピュータソフトウェアの開発受託
７．コンピュータソフトウェアの研究開発
８．マイクロコンピュータ計測制御インターフェイス機器の製作および販売
９．金型および金型に依る成形品の設計、製作、販売
10. 前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）
第３条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

（機関）
第４条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
（１）　取締役会
（２）　監査役

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載して公告する。

第２章　株式

（発行可能株式総数）
第６条 当会社の発行可能株式総数は、100,000株とする。

（株券の不発行）
第７条 当会社の株式については、株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）
第８条 当会社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する株式の売渡し請求）
第９条 当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株式等の割当てを受ける権利を与える場合）
第10条　当会社は、当会社の株式（自己株式を含む。）および新株予約権を引き受ける者の募集において、株主に株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える場合には、その募集事項、株主に当該株式または新株予約権の割当てを受ける権利を与える旨およびその引受けの申込みの期日の決定は、取締役会の決議によって行うことができる。

（株式取得者による株主名簿記載事項の記載または記録）
第11条　当会社の株式の譲渡による取得者が当会社に対して株主名簿記載事項を株主名簿に記載し、または記録すること（以下「名義書換」という。）を請求するときは、法令に別段の定めがある場合を除き、株主および株式取得者双方が所定の請求書に記名・捺印して提出するものとする。
２　譲渡以外の事由により取得した株式の名義書換を請求するときは、法令で定める場合を除き前項の手続によるほかその取得を証明する書面を提出するものとする。

（質権の登録および信託財産の表示）
第12条　株主は、当会社の株式につき質権の登録、変更もしくは抹消または信託財産の表示もしくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印し、提出しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

（手数料）
第13条　前２条に定める請求をする株主は、当会社に対し、所定の手数料を支払わなければならない。

（株主の住所等の届出）
第14条　当会社の株主および登録株式質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

第３章　株主総会

（招集）
第15条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第16条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

（招集権者および議長）
第17条　株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）
第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使

することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第309条第２項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）
第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）
第20条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第４章　取締役および取締役会

（員数）
第21条 当会社の取締役は、11名以内とする。

（選任方法）
第22条　取締役は、株主総会において選任する。
２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）
第23条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第24条 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長、取締役副社長および取締役相談役各１名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）
第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第26条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）
第27条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の

過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）
第28条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）
第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）
第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）
第31条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（責任免除）
第32条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役

（員数）
第33条 当会社の監査役は、１名以上とする。

（選任方法）
第34条　監査役は、株主総会において選任する。
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）
第35条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（報酬等）
第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（責任免除）
第37条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することがで

きる。
２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　計算

（事業年度）
第38条 当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

（配当金の除斥期間）
第40条　配当金が支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
２　未払いの配当金には、利息をつけない。

第７章　　付則

（最初の事業年度）
第41条　　当会社の最初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、当会社成立の日から2025年12月31日までとする。

別紙２　承継権利義務明細表

承継権利義務明細表

効力発生日において当社が新設会社に承継させる権利義務は、本明細表に定める当社の権利義務とする。

１．資産

効力発生日の前日の終了時において当社が所有または保有している資産のうち、専ら本件対象事業に関連する以下の資産。

（１）流動資産

現金及び預金、売掛金、棚卸資産（貯蔵品、仕掛品含む)、未収入金（ファクタリングに関するものを除く)、前払費用、立替金、仮払金

（２）固定資産

建物（東京本社ならびに北九州本社に係るものを除く)、構築物（東京本社ならびに北九州本社に係るものを除く)、機械装置、工具器具備品、一括償却資産等の有形固定資産(仮勘定を含む)（東京本社ならびに北九州本社に係るものを除く)、ソフトウェア（仮勘定を含む)、電話加入権、敷金及び保証金（東京本社に係るものを除く)、長期前払費用、破産更生債権等、関係会社株式

２．債務

効力発生日の前日の終了時において存在する当社の負債および債務のうち、専ら本件対象事業に関連する以下の負債および債務。

（１）流動負債

買掛金、契約負債、未払金、仮受金、預り金、未払費用、賞与引当金。

（２）固定負債

役員株式給付引当金、長期未払金を除く一切。

３．雇用契約等

当社が締結し、かつ効力発生日の前日の終了時において効力を有する、本件対象事業に従事する当社の従業員（但し、本効力発生日の前日までに当社との間で承継対象から除く旨を書面で合意した従業員を除く。）と当社の間の雇用契約に係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務。

４．知的財産権・許認可等

本効力発生日の前日の終了時において、本件対象事業に関する知的財産権、関係官公庁の許認可等のうち、法令上承継可能であり、当社が新設会社へ承継する必要があると判断したもの。

５．その他の権利義務

本件対象事業に属する雇用契約以外の契約であって、当社が契約し、且つ本効力発生日の前日の終了時において効力を有する契約（当該契約に付随または関連する契約を含む。以下同じ。）における契約上の地位および当該契約に基づく権利義務。（但し、本件対象事業以外の当社の事業にも関連して締結された契約上の地位およびこれらに基づいて発生した権利義務は除く。）

上記第１項から第５項の規定に拘らず、本計画策定後に法令その他の規制上、本新設分割による承継が不可能または著しく困難であることが判明した権利義務等（当該承継に関して契約上必要となる相手方の同意が得られないことが判明したものおよび当該承継により当社または新設会社において著しい不利益を生じることが判明したものを含む。）については、承継対象権利義務から除外される。